

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第44号

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示（令和元年鴨川市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「100万円に、30万円に当該世帯に属する18歳未満の者の数を乗じて得た額を加算した額」を「200万円」に改める。

別表第3項第2号中「地方創生テレワーク交付金」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ）」に改める。

別記第2号様式の2中

「

テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない
----------	-------------------------------

を

」

「

テレワークに係る交付金	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ）による資金提供をされていない
-------------	---

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市移住就業支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入をした者に係る移住就業支援金について適用し、同日前に転入をした者に係る移住就業支援金については、なお従前の例による。